

海上工事・作業に伴う許可申請手続き等の手引き

令和7年6月

広島海上保安部交通課

海上工事・作業に伴う許可申請手続き等

第1章	適用法令	1
第1節	概説	1
第2節	海域と適用法令	2
第2章	港則法	3
第1節	工事・作業許可申請	3
1	根拠	3
2	許可が必要となる港	3
3	工事・作業の範囲及び適用される行為	3
4	許可を要しない工事・作業の例示	4
5	申請書のあて名及び提出先等	4
6	申請者	5
7	申請書の提出部数	5
8	申請書の提出時期等	5
9	審査基準及び標準処理期間	5
10	申請書の提出・許可書の受取り方法	6
11	申請書の記載要領	6
第2節	行事許可申請	12
1	根拠	12
2	許可が必要となる港（広島県内）	12
3	行事の範囲	12
4	申請書のあて名及び提出先	12
5	申請者	12
6	申請書の提出部数	12
7	申請書の提出時期等	12
8	審査基準及び標準処理期間	12
9	申請書の提出・許可書の受取り方法	12
10	申請書の記載要領	13
第3章	海上交通安全法	15
第1節	工事・作業等	15
1	根拠	15
2	許可及び届出が必要となる海域	15
3	許可及び届出（以下届出等という。）の対象行為	16
4	届出等を要しない行為	16
5	届出等の宛名及び提出先	17

6	届出・申請者	17
7	届出等の提出部数	17
8	届出等の提出の時期等	18
9	届出等の提出・許可書の受取り方法	18
10	届出等の提出書類への記載要領	18
第4章	共通事項	24
1	警戒船	24
2	磁気探査	24
3	水路業務法に基づく申請及び通報について	24
資料1	警戒船の配備基準等	26
資料2	申請書の様式（港則法に基づく許可申請書）	29
資料3	申請書の様式（港則法に基づく申請内容変更許可申請書）	30
資料4	届出書の様式（海上交通安全法に基づく届出書）	31

第1章 適用法令

第1節 概説

海上における船舶交通法規について定めた法律には、「海上衝突予防法」（昭和52年法律第62号）、「港則法」（昭和23年法律第174号）及び「海上交通安全法」（昭和47年法律第115号）があります。

海上で行われる工事、作業、行事、工作物の設置といった行為は、一定の水域を占有し又は船舶交通の安全を阻害する恐れがあるため、「港則法」及び「海上交通安全法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るため所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制を確立するとともに、区域明示用の標識設置、警戒船の配備、海域利用者等に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

【参考：法律の目的等】

「港則法」（昭和23年法律第174号）

第1条（法律の目的）

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

「海上交通安全法」（昭和47年法律第115号）

第1条（目的）

この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

【補足】

港は、通常他の海域より多くの船舶が出入りしますが、港内の水域は広さに限界があり、また、防波堤等の構築物によって複雑な水路を擁しているため、当該水域においてふくそうする船舶を、交通ルールの一般法である海上衝突予防法のみで規制していたのでは、船舶の衝突、座礁等の事故が発生するおそれがあり、港内の交通秩序を保つことが困難であるので、特別の交通ルートを定めることにより、港内における水路の保全、災害の防止するため、港則法により規制が行われています。

第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合には、当該海域により適用法令、申請様式、申請先等が次表のとおり定められています。

海域	適用法令と条文	申請様式			申請先（宛名）
		工事・作業	行事	工作物の設置	
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 港則法第32条	許可申請	許可申請	—	港長
特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近	港則法第31条第1項 港則法第45条	許可申請	※1	—	海上保安部長
海上交通安全法の航路又は同航路周辺海域※	海上交通安全法第40条第1項	許可申請	—	許可申請	管区海上保安本部長 （海上保安部長経由）
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第41条第1項	届出	—	届出	管区海上保安本部長 （海上保安部長経由）

※1 特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近において、端艇競争その他の行事を実施する際には、行事中における事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、「作業許可申請」の提出が必要となる場合があります。

※2 広島海上保安部管轄内には、海上交通安全法第40条の適用海域はありません。

第2章 港則法

第1節 工事・作業許可申請

1 根拠

港則法第31条（工事等の許可）

特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条（準用規定）

第9条、第25条、第28条、第31条、第36条第2項、第37条第2項及び第38条から第40条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

2 許可が必要となる港

広島県内で許可が必要となる港は、港則法施行令第1条、第2条により、

特定港・・・・・・・・広島港、呉港、尾道糸崎港、福山港

特定港以外の港・・・忠海港、竹原港、安芸津港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鮎崎港、木之江港、御手洗港、大西港、浦刈港、厳島港

と定められています。

3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものと区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業等当該行為の及ぼす影響が当該行為の行われる場所に限られるもので、他の船舶交通を阻害するおそれがない行為や船舶の離着岸及び荷役作業等港内で通常行われる行為については除外されます。
- (3) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹材、漁具類の敷設等は、施設等の痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。
- (4) 潜水して行う沈木回収、船底清掃等は、作業に該当し、安全確保のために当該実施場所への他の船舶の接近を制限して行われることから、潜水器具使用の有無に関わらず、許可が必要となります。

- (5) 岸壁・栈橋上の工事・作業は、工程上、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがある内容を含む場合には許可が必要となります。
- (6) 採水、採泥、潮流観測等の海況調査は、潮流観測用機器等を設置した場合、痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、作業船が調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。
- なお、ブイや潮流観測用機器等の設置に関しては、当該設置物の設置及び撤去作業にかかる行為のみが許可の対象となり、当該設置物の設置から撤去までの間の水域占有にかかる許可については、港湾管理者等にお問い合わせください。
- (7) 港則法施行規則第9条第1項では、「えい航の制限」として「引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。」と定められており、えい航長が200メートルを超える場合は、作業に該当し、許可が必要となります。

4 許可を要しない工事・作業の例示

港則法適用海域であっても、船舶の通航実態がほとんどない水域における次のような工事・作業は、許可を要しません。

- (1) 小規模な作業
- (2) 当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等
- (3) その他港内の整頓及び船舶交通の安全確保に影響を及ぼさない工事又は作業
- なお、具体的に許可を要するかどうかについては、各港を管轄する海上保安部交通課又は海上保安署（以下、海上保安部署という。）にお問い合わせください。

5 申請書のあて名及び提出先等

- (1) 申請書のあて名・提出先

申請書のあて名・提出先は次表のとおりですが、不明な点等があれば、窓口にお問い合わせください。

提出先	申請書記載のあて名	申請が適用される港の区域
広島海上保安部	広島港長	広島港（特定港）
	広島海上保安部長	厳島港

- (2) 事務取扱窓口

広島海上保安部交通課
〒734-8560
広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎5階
TEL 082-253-3111

(3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとなっておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）に受付を希望される方は、当該海域を所管する各海上保安部署に連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

6 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」で、工事又は作業を実際に施工する責任者で、当該行為について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

原則的には、工事実施者（発注者）となりますが、請負契約を結んで工事又は作業の実施を一任する場合には当該請負った者（元請業者）がこれに該当します。

7 申請書の提出部数

申請書は、A 4 縦版で作成して 1 部提出してください。

なお、許可印等を押印した書類一式の返却を希望される場合は、1 部追加して提出してください。

8 申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、港長又は海上保安部長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の 1 ヶ月前までに提出して下さい。（他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。）

なお、海難に伴う船底調査作業等の緊急を要するものについては、この限りではありません。

また、許可を受けた工事等の内容に変更が生じた場合は、許可を受けた工事等の工期が終了する前までのできるだけ速やかな時期に、「工事(作業)内容変更許可申請書」を作成し、内容変更許可申請の手続きを行ってください。

9 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長又は海上保安部長は、港則法に規定する審査基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口において閲覧できるようにしておりますので許可申請等を行う場合には事前に確認して下さい。

10 申請書の提出・許可書の受取り方法

(1) 申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口へ直接提出するか、郵送又はメールにより提出してください。

なお、上記方法による提出ができない場合は、当該海域を所管する各海上保安部署に連絡のうえ、提出方法を相談してください。

(2) 許可書の受取り方法

申請された工事・作業に対し、港長又は海上保安部長が許可すれば、申請者（担当者）あて、許可された旨電話連絡しますので、許可書を受取りにお越しください。

なお、許可書の郵送を希望される方は、申請書の提出に併せ、切手付返信用封筒をご用意ください。

11 申請書の記載要領

(1) 工事（作業）許可申請書

工事又は作業の許可の申請については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない」旨規定されています。

工事又は作業の許可申請にあたっては、工事・作業の種類に応じて工事許可申請書又は作業許可申請書と標記するとともに、次の項目を記載し図面等資料を添付のうえ、申請して下さい。

①目的及び種類

工事・作業の施工目的を具体的に記載するとともに、工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

②期間及び時間

海上及び船舶交通に影響を及ぼすおそれのある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して申請期間に含める。

（準備工及び陸上のみでの工事・作業並びに船舶交通に影響を及ぼさない工事・作業の期間は含まない。）

(例) 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間 日出～日没まで
(予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間 同時刻)

③区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度（世界測地系）での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突塔等の固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を言い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占有しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名を付して記載する。

ウ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

（例 1）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から真方位〇〇〇度〇〇〇メートルの地点を中心とする半径〇〇〇メートルの円内の海域

（例 2）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点：〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルの点

B点：A点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

C点：B点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

D点：C点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

（例 3）場所が岸壁上又は岸壁の側傍である場合の記載方法

広島県広島市〇区〇〇町〇丁目〇番地地先、広島港〇〇ふ頭〇〇岸壁

④方法

ア 実施（施工）の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
- ・ 工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
- ・ 作業船に積載する資機材等が、積載する作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする。

エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑤危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に応じた標識の種類（型式、標体塗色、

灯色、灯質、光達距離、灯高等)、個数等を明記する。

なお、これらの標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

また、海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚すべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

(例1) 浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火(紅色・白色・紅色全周灯)及び形象物(球・菱・球)を掲揚する。

(例2) 潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」又は「A旗」を示す信号板を掲揚する。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められており、設置の届出が必要な場合があります。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策(所有者・連絡先の明記)
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ・事故発生時の対策及び連絡体制
- ・中止基準(風速、波浪、視界等)
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置
- ・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施状況

⑥緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

(注：港湾管理者、発注者は必ず入れる。)

⑦その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑧連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号、夜間連絡先等を明記する。

⑨添付資料の例示

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図
- ・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図等）
- ・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図等）
- ・使用船舶（機械）一覧表（又は「船舶検査証書」の写）
- ・警戒船講習（管理業務）受講証明書の写
- ・工事作業に従事する業者一覧
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事作業の契約（期間）が分かるもの（契約書等の写）
- ・標識の種類等が分かるもの
- ・周知用リーフレット

(2) 工事（作業）内容変更許可申請書

港長等の許可を受けた工事・作業について、工事・作業の内容（工期、施工方法等）を変更したい場合には、工事・作業の種類に応じて工事内容変更許可申請書又は作業内容変更許可申請書と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この申請書により申請して下さい。

①工事（作業）名

既許可書と同様の工事（作業）名を記載する。

②許可年月日及び許可番号

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する。

③工事（作業）場所

工事（作業）区域を拡大又は縮小する場合は、前記（1）の工事（作業）許可申請書記載要領にならない、図面を添付して具体的に記載する。

なお、工事（作業）場所が既許可と異なる場合は、新たに前記（1）の工事（作業）許可申請書により許可を申請する必要があります。

④工期

工期に変更がある場合は既許可期間及び内容変更期間を分かり易く記載し、変更がない場合は既許可期間を記載する。

なお、工期に予備日を設定して申請した場合であって、予備日の終了日までに工事（作業）が終了する場合は、この申請書による許可を申請することは要しないが、既許可期間が終了した後の工期延長は、出来ません。新たに前記（１）の工事（作業）許可申請書により許可を申請する必要があります。

（例）既許可期間：令和〇年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの間 日出～日没まで
変更期間：令和〇年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの間 同時刻

⑤内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥内容変更工事（作業）の施工方法

施工方法に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号令和〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

⑦危険予防の措置（標識及び安全対策）

内容変更に伴う措置がある場合は追記し、既許可のとおりである場合は「既許可第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

⑧連絡先（氏名、連絡先）

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

なお、現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号等の変更のみの場合は、この申請書の表題を「工事（作業）内容変更届」と題記して提出する。

⑨添付資料の例示

- ・内容変更にかかる図面等
- ・既許可書添付の工程表
- ・変更後の工程表
- ・新たに契約書等を取り交した場合は、その契約書等の写

（３）使用船舶（機械）変更届

港長等の許可を受けた工事・作業について、使用する船舶又は機械類に変更又は追加がある場合には、変更する船舶又は機械の種類に応じて使用船舶変更届又は使用機械変更届と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この届を提出して下さい。

ただし、使用船舶等を大型化する等他の船舶交通に及ぼす影響が既許可と異なる場合には、「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

- ①工事（作業）名
- ②許可年月日及び許可番号
- ③工事（作業）場所
- ④既許可期間
- ⑤変更期間
- ⑥変更理由
- ⑦変更船舶（機械）の要目
- ⑧添付資料
 - ・既許可添付の使用船舶一覧表
 - ・変更後の使用船舶一覧表
 - ・変更警戒員の警戒船講習（管理・業務）受講証明書の写

第2節 行事許可申請

1 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 許可が必要となる港（広島県内）

特定港・・・広島港、呉港、尾道糸崎港、福山港

3 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占用したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

4 申請書のあて名及び提出先

「工事・作業」の場合と同じです。

5 申請者

許可申請者は「行事をしようとする者」で当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

6 申請書の提出部数

7 申請書の提出時期等

8 審査基準及び標準処理期間

9 申請書の提出・許可書の受取り方法

「工事・作業」の場合と同じです。

10 申請書の記載要領

行事の許可の申請については、港則法施行規則第 17 条に「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を具して、これをしなければならない」旨規定されています。

申請にあたっては、行事許可申請書と標記するとともに、次の項目を記載し図面等資料を添付のうえ、申請して下さい。

①目的及び種類

行事の種類、目的等を簡潔に記載する。「工事・作業」の場合と同じです。

②期間及び時間

行事の始期、終期の年月日及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して申請期間に含める。

③区域又は場所

ア 一定の海域を占有して実施する場合は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度（世界測地系）での表示により特定し、区域を設定せず船隊等を組んで航走する場合はその航走経路を記載する。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

④方法

ア 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。

（計画書又実施要領等を作成した場合はこれを添付する。）

イ 参加人員、参加船艇（船名、要目等）を明確にする。

ウ 次のような場合は、図面を作成し添付する。

- ・パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路
- ・端艇競争を実施する場合のコース設定
- ・水上花火大会における危険範囲

⑤危険予防の措置

ア 標識の設置

行事实施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載する。

イ 安全対策

行事の種類、規模等に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船（台船等）のアンカーワイヤー
- ・投錨位置に対する事故防止対策
- ・事故発生時の対策及び連絡体制
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・行事の中止、変更等に対する措置

⑥緊急連絡系統

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

⑦その他

行事に関するその他の必要事項を記載する。

⑧連絡先

現場責任者等の住所・氏名・電話番号を明記する。

⑨添付資料

- ・位置図、区域図又は経路図
- ・標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図
- ・参加船・警戒船配置図
- ・日程表又はタイムスケジュール
- ・参加者名簿、参加船リスト
- ・実施計画書又は実施要領

第3章 海上交通安全法

第1節 工事・作業等

1 根拠

第40条（航路及びその周辺の海域における工事等）

次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者
- 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者
- 7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があつたものとみなす。

第41条（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
- 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者
- 4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 許可及び届出が必要となる海域

届出が必要となる海域は、瀬戸内海では、和歌山県紀伊日ノ岬灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線並びに関門港の東側の境界線により囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

- (1) 港則法の港域
- (2) 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法の港湾区域（港湾の区域の全部が港則法の港域に含まれていない港湾の区域）
- (3) 漁港漁場整備法の漁港区域

- (4) 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

3 許可及び届出（以下届出等という。）の対象行為

- (1) 届出等の対象の行為としては、浚渫、海底電線の敷設作業、掃海、測量及び水中作業等の工事・作業並びにケーソン、漁礁等の工作物の設置があります。
- (2) 一般には船舶が航行することは作業に該当しませんが、航行方法に制約を設けた状態で行われるもの（ソナーを用いた沈船の位置探査、複数船の特殊船隊行動等）は、作業に該当します。
- (3) 工事・作業の実施と工作物の設置は、個別に届出等を行うこととなります。

これは、船舶交通に対する危険防止の観点から各々個別の危険性が発生するおそれがあるためです。

このうち、工作物の設置は、設置計画の段階で施工方法が未決定の場合、設置内容や設置期間等によって、施工方法が変更される場合、施行計画が数段階に分けて計画されている場合等については、その都度、届出の提出が必要となります。

なお、工作物の設置に伴う工事・作業の実施方法が既に決定している場合には、この工作物の設置と工事・作業の届出等を一括提出することができます。

4 届出等を要しない行為

- (1) 海上交通安全法 40 条第 1 項に基づく許可を受ける必要がない行為及び同法 41 条第 1 項に基づく届け出が必要ない行為は、通常管理行為、軽易な行為その他、海上交通安全法施行規則第 24 条及び同法施行規則第 26 条に次のとおり定められています。

- ① 人命又は船舶の急迫した危難を避けるために行われる仮工作物の設置、その他の応急措置として必要とされる行為

例えば、油流出時におけるオイルフェンスの展張、台風来襲時における橋梁の補修等が該当しますが、応急措置として仮工作物を設置した後、急迫した危難が回避されたにもかかわらず、これを除去しない場合は、罰則の対象となりますので注意してください。

- ② 漁具の設置その他漁業を行うために必要とされる行為

ここでいう漁業とは、漁業法第 2 条第 1 項に定められた水産動植物の採捕又は養殖の事業であり、

- ア 漁具の設置、使用
- イ 漁場の目標、標識の設置又は保存
- ウ 小規模な漁場の造成及び改良
- エ 漁業権又は入漁権に基づく管理行為

等が該当します。

- ③海面の略最高高潮面からの高さが 65 メートルを超える空域における行為
 - ④海底下 5 メートルを超える地下における行為
 - ⑤魚礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行うために必要とされる行為
 - ⑥ガス事業者がガス事業の用に供するガス工作物（海底敷設導管及びその付属施設に限る。）及び電気事業者が電気事業の用に供する電気工作物の設置
- (2) 一般的に工事又は作業と呼び得るものであっても法目的に照らすとき、必ずしも本条にいう工事・作業に該当しないものがあります。

例えば、航行中に通常船上又は船内で行われる行為であって、その船舶の航行方法に制約を加えないもの（漁獲物の加工、清掃等）及び既設の工作物上又はその内部で行われる行為であって、その工作物の管理上通常行われるものであり、かつ、その工作物の占有空間内において行われるもの（橋梁上の照明灯の取替え、道路橋上の舗装、ガードレールの修繕、橋脚内に装置されたエレベーターの運転等）は、工事・作業に該当しません。

5 届出等の宛名及び提出先

届出等は、所轄の海上保安部長を通じ、所轄の管区海上保安本部長に提出することとなっています。

なお、工事・作業の実施海域又は工作物の設置海域が各海上保安部の所轄海域の境界付近である場合又は複数の管区海上保安本部、あるいは、海上保安部の所轄海域にまたがる場合など、提出先が分からないときは、事前に

広島海上保安部交通課 TEL 082-253-3111

まで、お問い合わせください。

なお、受付時間は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとなっておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）に受付を希望される方は、広島海上保安部交通課に電話連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

6 届出・申請者

許可申請者又は届出者は、「工事・作業を行おうとする者」で、実際に工事・作業について指揮監督の責任を有する者であり、工事・作業の施工者である工事・作業の請負人（元請業者）又は請負契約をしないで自ら工事・作業をするものです。

また、「工作物を設置しようとする者」とは、当該工作物の建築主で工作物を設置させる者です。

7 届出等の提出部数

提出部数は 2 部ですが、受付後、返却を希望される方は 3 部となります。

8 届出等の提出の時期等

届出等の書類は、原則、工事等に着手する 1 ヶ月前までに提出してください。

他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から事前に十分な説明をお願いします。

なお、日程等に変更が生じる場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

9 届出等の提出・許可書の受取り方法

(1) 届出等の提出方法

届出等は、広島海上保安部交通課窓口に直接提出するか、メールにより提出してください。

なお、上記方法による提出ができない場合は、事前に

広島海上保安部交通課 TEL 082-253-3111

に連絡し、ご相談ください。

(2) 届出等の受取り方法

受付又は許可された届出等は、受付窓口に直接受取りにお越しくください。

郵送による受取りを希望される方は、書類提出時に切手付返信用封筒をご用意ください。

10 届出等の提出書類への記載要領

許可の記載事項は、海上交通安全法施行規則第 25 条に、届出の記載事項は、海上交通安全法施行規則第 27 条に規定されており、具体的には次のとおりとなります。

許可申請書記載事項

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②当該行為の種類
- ③当該行為の目的
- ④当該行為に係る場所
- ⑤当該行為の方法
- ⑥当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要
- ⑦当該行為の着手及び完了の予定期日
- ⑧工事又は作業をしようする者にあつては、
 - ア 現場責任者の氏名及び住所
 - イ 当該行為をするために使用する船舶の概要
- ⑨工作物を設置しようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

届出書記載事項

- ①許可申請書記載事項の①～⑤及び⑦～⑨の事項
- ②当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を予防するために講ずる措置の概要

(1) 工事（作業）届出書

①種類

工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、深淺測量、浚渫工事等

②目的

工事・作業の施工目的を具体的に記載する。

③期間及び時間

海上で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も記載する。

(例) 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間 日出～日没まで
(予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間 同時刻)

④区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度（世界測地系）での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を言い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から真方位〇〇〇度〇〇〇メートルの地点を中心とする半径〇〇〇メートルの円内の海域

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点：〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルの点

B点：A点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

C点：B点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

D点：C点から真方位〇〇度〇〇メートルの点

⑤方法

- ア 実施（施工）の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かりやすく記載する。
- イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。
- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ・ 大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
 - ・ 工事作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
 - ・ 作業船に積載する資機材等が、積載する作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
- ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする
- エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

なお、これらの標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

また、海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚すべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

（例1）浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火（紅色・白色・紅色全周灯）及び形象物（球・菱・球）を掲揚する。

（例2）潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」又は「A旗」を示す信号板を掲揚する。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められており、設置の届出が必要な場合がある。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

工事作業の種類及び実施場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー
- ・投錨位置及び送水管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策（潜水土との連絡方法）
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置

⑦緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡先を明確にする。

⑧その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑨責任者の氏名及び住所

現場責任者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記し、夜間連絡先も明記する。

⑩添付資料の例示

- ・現場位置図及び工事（作業）区域図
- ・工事施工計画書（計画平面図、施工図、構造図等）
- ・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図等）
- ・使用船舶（機械）の一覧表（船舶番号、船舶検査番号等番号を記載した一覧表とし、証書等本紙の写しは不要警戒船にあっては速力を記載）
- ・警戒船講習（管理・業務）受講証明書の一覧表（受講資格、氏名、交付した海上保安部長名、交付日、受講証番号を記載した一覧表とし、受講証明書の写しは不要）
- ・工事作業に従事する業者一覧
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事・作業の契約（期間）が分かるもの（契約書等の写）
- ・標識の種類等が分かるもの
- ・周知用パンフレット
- ・火薬類消費許可証の写

(2) 工作物設置届

①種類

設置する工作物の種類を簡潔に記載する。

(例) 公有水面埋立、係留施設(護岸・栈橋)設置、レース用ブイ設置など

②目的

工作物設置目的を具体的に記載する。

③期間及び時間

設置期間及び時間を記載する。

④区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位(真方位)・距離又は緯度・経度(世界測地系)での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物(灯浮標等の移動性のあるものは除く)を言い、灯台の名称は、灯台表(海上保安庁発行)に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

○○灯台から真方位○○度○○メートルの点又は緯度経度

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点: ○○灯台から真方位○○度○○メートルの点

B点: A点から真方位○○度○○メートルの点

C点: B点から真方位○○度○○メートルの点

D点: C点から真方位○○度○○メートルの点

⑤工作物の概要

工作物の概要及び設置方法について図面等を用いて分かりやすく記載する。

⑥係留施設の設置

係留施設を設置しようとする者にとっては、当該係留施設の使用に係る計画書等、また、届出等の書類には、必要に応じた図面等資料を添付することとなる。

⑦危険予防の措置

ア 標識の設置

海上工作物（設置物）に設置する標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

なお、海上工作物（設置物）に設置する標識は、他の航行船舶に当該海上工作物（設置物）の存在を示すとともに注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められており、設置の届出が必要な場合がある。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

設置する海上工作物（設置物）の種類及び設置場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・撤去基準（風速、波浪、視界等）
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・周知用リーフレットの配布状況

⑧その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑨設置責任者の住所及び氏名

設置責任者の住所、氏名、電話番号等連絡先を明記する。

⑩添付資料の例示

- ・設置位置図
- ・工作物の平面図、断面図及び構造図
- ・工作物が係留施設の場合は、当該係留施設の使用計画書（使用する船舶の種類、積荷の概要、使用頻度等の利用計画）及び計画基礎資料等

第4章 共通事項

1 警戒船

航路内や航路の周辺は、船舶交通が輻輳しているため、工事・作業を行うにあたっては、通航船舶が工事・作業区域に進入する、又は、工事・作業により、可航幅が狭められた海域で衝突したり、乗揚げたりする等の工事・作業に伴う事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、工事・作業を行う場合には必要に応じ、警戒船を配備して事故防止に努めてください。

2 磁気探査

浚渫、ボーリング、杭打ち等の海底に衝撃を与えたり、海底をかく拌する工事等を行う場合は、当該工事区域の海底下に不発弾をはじめとした爆発物等の危険物が存在しないか確認し、安全を確保する必要があります。

なお、磁気探査作業については、別途届出書の提出が必要で、浚渫、ボーリング、杭打ち等の工事を行う際には、事前にその成果を提出していただきますので、審査基準及び標準処理期間を考慮し、計画的に手続きを行ってください。

3 水路業務法に基づく申請及び通報について

水路測量とは、「水路業務法第2条第1項」で「水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量」と定められており、海上保安庁以外の者が水路測量を行う時には、海上保安庁長官の許可を受けなければなりません。

また、「水路業務法第19条第1項」で「港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。」と定められており、海上保安庁では、通報された情報を水路通報や海図等により周知を行うことで航海の安全に寄与しています。

これらの工事・作業を行う場合には、港則法や海上交通安全法に基づく申請とは別に「許可」や「通報」が必要となります。

詳しくは、第六管区海上保安本部海洋情報部監理課（Tel 082-251-5111(代)）にお問い合わせください。

資料編

資料 1 警戒船の配備基準等

(1) 警戒船の配備

港内や港の境界付近は、船舶交通が輻輳しているため、工事・作業を行うにあたっては、通航船舶が工事・作業区域に進入して作業船と衝突したり、工事・作業により、可航幅が狭められた海域で通航船舶同士が衝突したり、乗揚げたりする等の工事・作業に伴う事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事・作業を行う場合には、関係船舶及び実施海域付近を航行する船舶の安全を確保する観点から、警戒船を配備する必要があります。

- ① 告示又は公示による交通制限が必要な公示作業等
- ② 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等
(航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われる工事作業等を除く。)
- ③ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- ④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- ⑤ 許可に係るえい航作業
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、船舶交通の危険又は混雑生ずるおそれのある工事作業等

(2) 警戒船の配備隻数

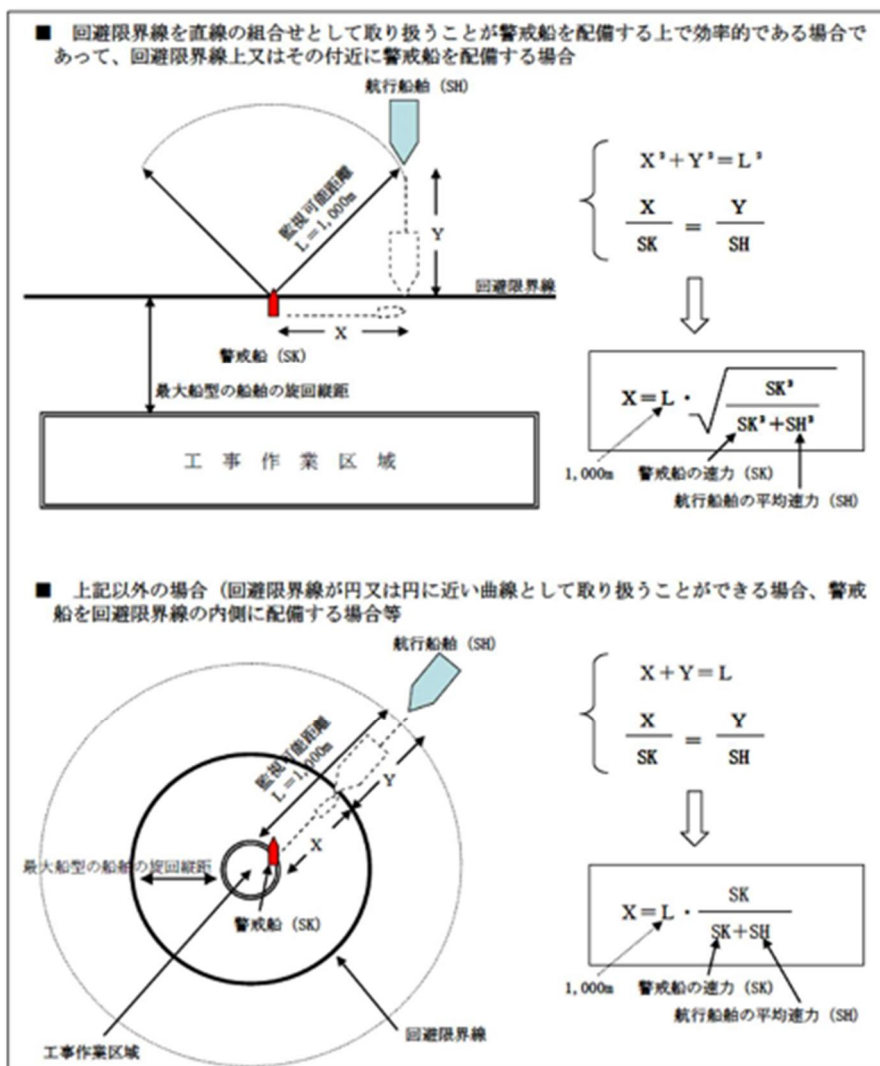
工事作業等の施工者等は、次に掲げる事項を踏まえ、航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近することを防止するために行う情報提供や注意喚起の実施に必要な隻数を配備する必要があります。

- ① 工事・作業の種類及び規模
- ② 工事・作業の実施海域及び付近海域の航行船舶の状況
- ③ 工事・作業を実施する時間帯
- ④ 工事・作業の実施海域の気象及び海象
- ⑤ 警戒船の性能
- ⑥ 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

<警戒船の配備隻数の考え方>

警戒船の配備隻数は、次の半径 (X) を有する円で回避限界線の全てを包含するために必要な円の最少数と同数とすることを標準とする。

※回避限界線とは、工事作業等の実施により航行船舶が進入することが危険である海域の外郭線から外方に、同海域付近を航行する最大船型の船舶（進路警戒船を配備して航行する巨大船等を除く。）の旋回縦距を隔てた地点を連ねた線をいう。



(3) 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要なとされる性能、設備等は、次のとおりです。

① 堪航性

工事作業等の実施海域付近の気象・海象条件において、警戒業務を適切に実施することが可能でなければなりません。

② 速力

工事作業等の実施海域付近を航行する船舶の速力を船舶自動識別装置(以下「A I S」という。)等を活用して把握することに努め、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力(目安として航行船舶の平均速力以上)を有していなければなりません。

③ 設備等

次に掲げる設備等を装備すること。

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	工事作業等の実施海域等の状況を踏まえ装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事作業等の現場、警戒線業務管理者及び関係海上保安部署と連絡が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話(国際 VHF)又は船舶電話
監視器材	双眼鏡	レーダー又は A I S 送受信機
注意喚起器材	拡声器、手旗、赤旗(1 m × 1 m)及び信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン又は国際信号旗
表示器材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火(青色閃光灯又は青と白の閃互光灯)	電光表示板
その他	関係する海域の海図 海事法令集	消火ポンプ 関係する水路通報、航行警報等

(4) 警戒船の乗組員等

警戒船の乗組員等については、次の要件が必要となります。

- ① 警戒船においては、警戒船を運航する乗組員のほか、1名以上の者が警戒業務に専従することができる体制を整えること。
- ② ①で規定する警戒業務に専従する者(以下「専従警戒要員」という。)は、部署等が実施する警戒業務に係る講習のうち、業務講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。

資料 2 申請書の様式（港則法に基づく許可申請書）

（工事・作業又は行事）許可申請書

令和 年 月 日

広島港長 殿

（特定港以外の港にあつては、「広島海上保安部長」あて）

申請者所属・氏名

- 1 目的及び種類
- 2 期間及び時間
- 3 区域又は場所
（区域を示す図面を添付すること。）
- 4 方法
（火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること。）
- 5 危険予防措置
（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。）
- 6 緊急連絡系統
- 7 その他
- 8 連絡先
- 9 添付資料（図面等）

資料3 申請書の様式（港則法に基づく申請内容変更許可申請書）

(工事・作業) 内容変更許可申請書

令和 年 月 日

広島港長 殿

(特定港以外の港にあつては、「広島海上保安部長」あて)

申請者所属・氏名

1 工事(作業)名

2 許可年月日 令和 年 月 日
許可番号 第 号

3 区域又は場所

4 変更箇所

例：工期

既許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
変更期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間

5 変更理由

6 (工事・作業)の施工方法

7 危険予防の措置

8 その他

9 連絡先

10 添付資料

資料 4 届出書の様式（海上交通安全法に基づく届出書）

（工事・作業）届出書

令和 年 月 日

第六管区海上保安本部長 殿
（広島海上保安部長経由）

氏名又は名称
住 所
（法人にあっては代表者の氏名）

次のとおり工事（作業）を実施したいので、海上交通安全法第 41 条の規定に基づき届出します。

- 1 種類
- 2 目的
- 3 区域又は場所
（区域を示す図面を添付すること。）
- 4 期間及び時間
- 5 方法
（火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること。）
- 6 危険予防の措置
（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。）
- 7 緊急連絡先系統
- 8 その他
- 9 現場責任者の氏名及び連絡先
- 10 添付資料（図面等）